

東京都板橋区立天津わかしお学校の入学等に関する事務取扱要綱

(平成24年3月30日 教育長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立天津わかしお学校（以下「天津わかしお学校」という。）における児童の入学に関する基準・手続等を定め、これらの事務の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(入学の主旨)

第2条 天津わかしお学校は、板橋区が設置・運営する病弱特別支援学校であって、次条に定める対象・基準等に該当する児童が、広い自然の中で生活することにより、その症状を改善することを目的とする学校である。当該学校の入学の基準・手続・在籍期間等については、次条以下に定めるものとし、入学の基準等に関しては当該児童の入学後もこれを遵守するものとする。

(入学の対象・基準等)

第3条 天津わかしお学校へ入学対象となる者は、次の各号及び次項から第5項までの各要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 板橋区内に住所を有し、かつ、板橋区立小学校に通学している小学校第3学年から第6学年までの児童であること。
- (2) 児童及びその保護者に入学を希望する意思があること。
- (3) ぜん息、肥満、偏食、虚弱の症状があり、これらの症状の改善を望んでいること。

2 次の各号に掲げるすべての入学基準に関して支障のないこと。

- (1) 協調性があり、学校及び寄宿舎生活において集団生活が可能であること。
- (2) 学校及び寄宿舎生活において、必要な身辺作業を単独で行うことができること。
- (3) 教員・寄宿舎指導員等の指示を理解し、その指示に応えられること。
- (4) 通常の学級での教育課程を履修することが可能なこと。

3 前項の入学基準を前提条件とするほか、天津わかしお学校長及び教育委員会事務局学務課長（以下「学務課長」という。）において、天津わかしお学校に入学することにより児童の症状の改善に期すると判断し、入学が適当であると認める場合

4 特別支援学級に入級していないこと。

5 入学にあたり、保護者は天津わかしお学校の運営について理解し、賄費等の必要経費を遅滞なく納めること。

(学校の見学)

第4条 天津わかしお学校への入学を希望する児童は、入学後の生活環境等の確認のため、保護者ととともに学校を見学しなければならない。

(願書の提出)

第5条 前条の規定により学校を見学した者のうち、入学を希望する者は、教育委員会に入学願書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の願書の提出にあたり、教育委員会から医師の診断書を求められた場合は、これを添えて提出しなければならない。

3 第1項の入学願書を提出した児童は、入学にあたり面接及び医師による健康診断を受けなければならない。

(試験入学)

第6条 第5条第3項に規定する面接の結果、第3条第2項に掲げる事項について実地による経過観察を要すると判断したものは、児童及びその保護者の了解のもと試験入学を実施することとする。ただし、試験入学の実施を了解しない場合は入学を不可とする。

2 前項の試験入学の期間は、概ね2週間とする。

3 試験入学の実施にあたり、児童及びその保護者の交通費並びに試験入学期間中に要する経費については、すべて保護者の負担とする。

(入学の決定)

第7条 天津わかしお学校長及び学務課長は、提出書類及び面接・健康診断の結果をふまえて、入学の可否を決定する。

2 試験入学実施児童については、前項の結果のほか当該試験入学期間中の記録をふまえて入学の可否を決定する。

(保護者説明会)

第8条 入学が決定した児童及びその保護者は、その後に行われる入学児童保護者説明会に出席し、入学に必要な説明を受けなければならない。

(在籍期間)

第9条 天津わかしお学校への入学期間は、第3条第1項第3号に規定する症状の改善が認められるまでとする。

2 継続して症状の改善が必要な児童が年度を越えて在籍する場合は、保護者は、継続願を天津わかしお学校長に提出しなければならない。

(在籍が認められない場合)

第10条 入学した児童及びその保護者が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至った場合は、それ以後の天津わかしお学校への在籍は認めないものとする。

(1) 児童及び保護者が板橋区の区域外に転出した場合。ただし、学期の途中で板橋区の区域外へ転出し、児童及び保護者が天津わかしお学校へ継続して在籍する意思がある場合における当該学期中の在籍についてはこの限り

ではない。

- (2) 入学後、第3条の規定に該当しないことが判明した場合
- (3) その他、非行・違法行為等が判明した場合

(卒業までの在籍が認められる場合)

第11条 前条第1号の規定にかかわらず、天津わかしお学校在籍時に第6学年であり、継続の意思を天津わかしお学校長に申し出た児童については、卒業まで在籍を認めることができる。

2 前項の申出を行う場合は、保護者は、継続願を天津わかしお学校長に提出しなければならない。

(板橋区立小学校以外に通学する児童の入学)

第12条 板橋区内に住所を有しており、かつ、板橋区立小学校以外の小学校に通学する児童の入学については、次の各号の条件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 第3条に規定する入学の対象・基準等をすべて満たしていること。
- (2) 在籍校が板橋区の定めた書式による入学に必要な手続きを行うことができること。

(天津わかしお学校からの転学)

第13条 板橋区内に住所がある児童が天津わかしお学校から板橋区立小学校以外の学校(前籍校を含む)へ転学する場合、保護者は就学希望校について、当該自治体の教育委員会に区域外就学の申請を行わなければならない。

(その他)

第14条 児童及びその保護者は、天津わかしお学校の運営・教育理念に関して理解及び協力するとともに、天津わかしお学校長及び学務課長から学校運営及び児童指導等について要請があった場合は真摯に対応しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、学務課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

入 学 願 書

東京都板橋区立_____小学校

第_____学年 氏 名_____ 男・女

(生年月日 平成_____年_____月_____日)

東京都板橋区立天津わかしお学校への入学を申込みます。
入学にあたり、在籍中における必要経費等の負担を含め、本人の身上にかかる一切のことを私が引受けます。

なお、天津わかしお学校において、医師の診察・その他急を要する手術等の場合は、事後承諾を承知いたします。

令和_____年_____月_____日

保 護 者

郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____ (_____)

緊急連絡先 (携帯等) _____ (_____)

(宛先) 板橋区教育委員会